

教 健 体 第 1 1 7 4 号
令和5年(2023年)2月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

「感染症に強い学校」の実現に向けた取組の推進について(通知)

新型コロナウイルス感染症への対応については、国の基本的対処方針が変更され、令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすることや、同年4月1日より学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことなどが示されたところですが、マスクの着用の考え方が変わっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策は重要であり、また、インフルエンザやノロウイルス感染症の流行、新たな感染症への備えの必要性などから、長期的な視点による「感染症に強い学校」づくりに向けた取組が必要です。

令和3年度及び令和4年度に実施した感染症対策改善セミナーにおいて、専門家と計48校の学校を訪問しながら、学校における感染対策のポイントを整理し、別添リーフレット『「感染症に強い学校」を目指して』にまとめました。

つきましては、各道立学校及び市町村教育委員会において、これらを参考に、感染症の流行状況に応じて対策を強化したり緩めたりしながら、どのような感染症がいつ流行しても、速やかに感染拡大防止の対策をとることができる環境や体制の整備に取り組むようお願いいたします。

また、令和5年2月13日付け教健体第1168号通知において、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について示したところですが、卒業式の実施に当たっては、本リーフレットの手指衛生や体育館の換気についての記載も参考にしながら、必要な感染対策を講じるようお願いいたします。

(健康・体育指導係)